

記載例

様式第1号

2025年 4月 1日

(あて先) 千葉市長

千葉市資格取得支援補助金交付申請書 (兼実績報告書・兼就業証明書)

申請者	氏名	千葉 資格太郎 ※記名押印又は本人が署名して下さい。ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。						
	住所	千葉市中央区千葉港1-1						
	連絡先電話番号	090-9999-9999	メールアドレス	****@**.**.jp				
他の公的制度や所属企業からの補助の有無 ※いずれかに☑してください。		対象資格の取得に当たり、 ☒ 他の公的制度や所属企業から補助を受けています。 公的制度等の名称 教育訓練給付金 補助金額 50,000 円・・・(A) ☐ 他の公的制度や所属企業から補助を受けていません。						
個人情報利用の同意 ※千葉市在住者のみ。 いずれかに☑してください。		この申請をするに当たり、 ☒ 私の市税納付状況について、市役所内の関係機関に照会することを承諾します。 ☐ 自ら証明する書類を添付します。						
宣誓欄 資格取得日時点の勤務先がある場合はご記入ください		☒ この申請をするに当たり、以下の事項を宣誓します。 ・トラック協会等業界団体の資格取得費用の助成を利用していないこと。 ・千葉市暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者でないこと。 ・就業証明を無断作成、改変、偽造していないこと。 ・資格取得日における勤務先(所属事業所)は下表のとおりであること。 <table><tr><td>名 称</td><td>千葉雇用商事株式会社</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>東京都中央区〇〇町123</td></tr></table>			名 称	千葉雇用商事株式会社	所 在 地	東京都中央区〇〇町123
名 称	千葉雇用商事株式会社							
所 在 地	東京都中央区〇〇町123							
(資格取得費用)	取得資格名称・取得日	名 称 大型自動車第一種免許	取 得 日	2024年12月31日				
	資格取得の費用 ※消費税及び地方消費税相当額を除く。	講座受講費用、教習費用、テキスト代、教材費		300,000 円				
		受験料、検定料、証紙代、写真代、受験時に使用する専用道具の購入費用		7,750 円				
		免許登録料、免許交付手数料、免許証交付手数料等		3,600 円				
		【合計】・・・(B)		311,350 円				
費用合計 (B) - (A)		261,350 円						
交付申請額		※費用合計の1/2(千円未満は切り捨て)又は1件当たり15万円のいずれか低い額 130,000 円						
勤務先	法人／事業主所在地・名称	所在地：東京都中央区〇〇町999 名 称：資格運輸株式会社						
	事業所所在地・名称	所在地：千葉市中央区千葉港999 名 称：資格運輸株式会社 千葉営業所						
	電話番号	043-999-9999						
	【勤務先記入欄】 ※該当する支援対象事業については、次ページの一覧表に☑してください。	☒ 当法人(事業所)は、次ページに記載する支援対象事業のいずれかを行っていることを宣誓します。 ☒ 当法人(事業所)の代表者又は役員は、千葉市暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者でないことを宣誓します。 ☒ 申請者は、2025年 3月 1日から当法人(事業所)に期間を定めずに雇用(在留資格が特定技能の場合、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第2号に基づいて雇用)されていることを証明します。 証明日 2025年 4月 1日 証明責任者の職・氏名 千葉営業所長 千葉 わかば						
資格取得後に就職した勤務先にて記入をお願いします		裏面もあります						

【支援対象事業一覧表】		該当する事業に チェックしてください
チェック ボックス	業種	事業
☒	運輸業	貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業
☐		貨物自動車運送事業法第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業
☐		道路運送法第3条に規定する一般乗合旅客自動車運送事業
☐		道路運送法第3条に規定する一般貸切旅客自動車運送事業
☐		道路運送法第3条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業
☐		道路運送法第3条に規定する特定旅客自動車運送事業
☐	建設業	建設業法に規定する建設業の許可を受けた事業
☐	製造業	有機又は無機の物質に物理的、化学的变化を加えて新たな製品を製造し、かつ、これを卸売する事業。ただし、製造した製品を店舗によりその場で個人又は家庭用消費者へ販売する事業を除く。
☐	自動車 整備業	道路運送車両法第77条第1号に規定する普通自動車特定整備事業
☐		道路運送車両法第77条第2号に規定する小型自動車特定整備事業
☐		道路運送車両法第77条第3号に規定する軽自動車特定整備事業

<添付書類の確認>

- (1) 対象の資格を証明する書類等の写し
- (2) 補助金の対象となる経費の内訳が分かる領収書等の写し
- (3) 市町村税・特別区税に滞納がないことを証明する書類

※千葉市内在住の方で、市が保有する個人情報の利用に同意する場合は添付不要